

事業実施要領の変更について

1. 事業実施要領の改訂方針

事業実施要領の改訂にあたっての基本方針は以下のとおり。

- (1) 実証事業の実施体制の変更に伴う関連規定の改訂を行うとともに、改訂後の事業実施要領適用開始年度（平成 24 年度）においても実証事業を迅速に開始できるよう、移行措置を講じる。
- (2) 事業の適切かつ効果的な実施に向けて、以下の工夫を講じる。
実証事業の実施体制、対象技術分野の設定、対象技術の公募等に関して、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等を踏まえた柔軟な運用を行う。
実証運営機関・実証機関の選定にあたり、業務の実施方法の有効性等の観点を加えるとともに、実証試験結果報告書がユーザーの利便性により配慮したものとなるよう、規定として追加する。
事業実施要領を遵守しないロゴマーク等の使用に対する確認・指示等の体制を強化する。

2. 具体的な改訂点

具体的な改訂点は、以下に示す 10 箇所とする。

- (1) 国負担体制/手数料徴収体制による実施方法に関する規定の一元化
(改訂場所) 参考資料 2 p.3～、「第 1 章 実証事業の実施体制」以降
(改訂内容) <国負担体制/手数料徴収体制による実施体制等の違いが些少となったため、まとめて記載。詳細は省略。>
- (2) 実施体制の変更に伴う実証運営機関、実証機関等の役割の見直し
(改訂場所) 参考資料 2 p.3～4、「第 1 章 実証事業の実施体制」
(改訂内容) <省略。参考資料 2 を参照。>
- (3) 実証事業運営委員会小委員会、技術実証検討会分科会の設置に関する規定の追加
(改訂場所) 参考資料 2 p.4、「3. 環境技術実証事業運営委員会」等
(改訂内容) 以下の規定を追加
・事業の効率的な実施に資する場合には、実証事業運営委員会の下に、必要に応じて、小委員会を設置し、検討を行うことができる。

- ・各技術分野における効率的な実証に資する場合には、技術実証検討会の下に技術実証検討会分科会を設置し、検討を行うことができる。

(4) 対象技術分野の統合・分割に関する規定の追加

(改訂場所) 参考資料 2 p.5、「第 2 章 対象技術分野の設定」

(改訂内容) 以下の規定を追加

「また、一度選定した対象技術分野について、実証事業の円滑な運営の観点から、必要に応じて技術実証運営検討会の助言を踏まえつつ、他の対象技術分野と統合又は分割することができる。」

(5) 実証運営機関、実証機関選定の観点に関する規定の追加

(改訂場所) 参考資料 2 p.6、「(4) 業務の実施方法等」等

(改訂内容) 以下の規定を追加

「業務の実施方法、実施計画が適正であること。」

(6) 対象技術の公募期間に関する規定の追加

(改訂場所) 参考資料 2 p.10、「1. 対象技術の選定手続」

(改訂内容) 以下の規定を追加

「なお、実証機関は、自らの実証受け入れ能力の限度内において、可能な限り長い公募期間を設けることとするが、試験実施可能な季節に限られる等合理的な理由がある場合には、公募期間を短縮することができる。」

(7) 手数料徴収体制の分野における手数料納付期日に関する規定の追加

(改訂場所) 参考資料 2 p.11、「第 8 章 実証試験の実施」

(改訂内容) 以下の規定を追加

「納付期日は、原則、当該費用の発生する前とする。」

(8) 実証試験結果報告書の作成にあたっての配慮事項の追加

(改訂場所) 参考資料 2 p.12、「第 9 章 実証試験結果報告書の作成」

(改訂内容) 以下の規定(下線部分)を追加

「また、実証試験結果報告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従い、環境技術のユーザーの利便性向上に配慮するものとする。」

(9) ロゴマーク等の使用改善等の指示に関する規定の強化

(改訂場所) 参考資料 2 p.15、「5. 改善等の指示」

(改訂内容) 以下の規定を追加

「また、実証機関及び実証運営機関は、本実施要領を遵守せずにロゴマーク及び実証試験結果報告書を使用している者及び事例を確認したときは、速やかに環境省に報告するとともに、必要に応じて注意喚起を行うことができる。」

(10) 事業実施要領の移行措置に関する規定の追加

(改訂場所) 参考資料 2 p.17、「附則」

(改訂内容) 以下の規定を追加

- ・本実施要領適用開始年度においては、本実施要領第 5 章の規定にかかわらず、平成 23 年度に選定された各技術分野において、平成 23 年度に策定した実証試験要領を、同章の規定により策定及び承認されたものとみなすことができる。
- ・環境省は、本実施要領の適用前において、平成 24 年度の実証機関を選定することができる。この場合、環境省は第 4 章 1. の規定を斟酌して選定することとし、選定された実証機関は、当該規定により選定されたものとみなす。